

## お 知 ら せ

件 名	幾春別川総合開発事業の検証に係る検討について ～関係住民の意見を聴く場の開催～
-----	--

## お知らせ内容

平成24年10月25日開催の「第4回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書(素案)」を作成しましたので、今後の検討の参考とするため、別添の実施要項のとおり、関係住民の皆様からの意見を聴く場を開催します。

## 記

## 1. 意見募集対象

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書(素案)」(以下、「報告書素案」という。)

## 2. 開催日時、開催場所

開催日時：平成24年11月16日(金) 18:30～20:30

開催場所：岩見沢市自治体ネットワークセンター 4階 マルチメディアホール  
岩見沢市有明町南1番地20(資料1参照)

## 3. 応募方法

・報告書素案に対してご意見の発表を希望される方は、留意事項(別紙1)を確認のうえ、応募用紙(別紙2)に届出者の必要事項、ご意見等を記載し①郵送②FAX③電子メールのいずれかの方法で提出願います。

提出先：北海道開発局札幌開発建設部河川計画課

①郵送：〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目

②ファックス：011-618-4701

③電子メール：ikusyunbetsu\_koutyou@hkd.mlit.go.jp

提出期限：平成24年11月9日(金) 17時必着

## 4. 公開について

・関係住民の意見を聴く場は公開で開催します。

・一般の方の傍聴及び報道機関の取材に関する詳細は資料2のとおりです。

取材を希望される場合は、11月15日(木) 17:00までに別紙取材申込書をFAXにて提出をお願いします。(詳細は資料2参照)

提出先 北海道開発局 札幌開発建設部 広報官(FAX 011-631-6018)

※意見募集対象である報告書素案の内容について理解を深めていただくため、以下により、説明会を開催します。なお、説明会の参加の有無に関わらず意見を述べることは可能です。

・説明会、開催日時、場所

[岩見沢市会場] 場所：イベントホール赤れんが 2階 多目的室(資料3参照)

日時：平成24年11月5日(月) 18:30～19:30

[江別市会場] 場所：江別市民会館 2階 21号室(資料4参照)

日時：平成24年11月6日(火) 18:30～19:30

問 合 せ 先	所 属	役 職 名	氏 名	電 話 番 号
	北海道開発局 河川計画課	河川調整推進官	小林 幹男	011-709-2311 内線5288
	北海道開発局 河川計画課	流域治水専門官	今井 誠	011-709-2311 内線5297

## 「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」 に対する関係住民の意見を聴く場の開催について

国土交通省北海道開発局では、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下、「実施要領細目」という。）に基づき、幾春別川総合開発事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、平成24年10月25日開催の「第4回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、実施要領細目に示されている検討結果の報告書（素案）を作成しましたので、今後の検討の参考とするため、以下により、関係住民の意見を聴く場を実施いたします。

### 1. 意見聴取対象

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下、「報告書（素案）」）

### 2. 意見聴取対象者

以下に示す幾春別川及び石狩川下流域の市町村に在住の方

札幌市、岩見沢市、美唄市、江別市、三笠市、石狩市、当別町、新篠津村

### 3. 応募方法

報告書（素案）に対して、意見の発表を希望される方は、『別紙-1 留意事項』を確認した上で、『別紙-2 応募用紙』に、届出者の必要事項、報告書（素案）に対するご意見等を記載して、「5. 応募用紙の提出先及び提出期限」によりご提出下さい。

### 4. 開催日時、開催場所

開催場所：岩見沢市自治体ネットワークセンター4階 マルチメディアホール  
岩見沢市有明町南1番地20

開催日：平成24年11月16日（金）

開催時間：18：30～20：30

### 5. 応募用紙の提出先及び提出期限

応募用紙に記入の上、以下の提出先まで期限内に送付。

提出先：国土交通省北海道開発局札幌開発建設部河川計画課内

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見募集」事務局宛

①郵送：〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目

②ファックス：011-618-4701

③電子メール：ikusyunbetsu\_koutyou@hkd.mlit.go.jp

（件名に、「幾春別川総合開発事業の検証に係る関係住民の意見を聴く場への応募」と明記して下さい）

提出期限：平成24年11月9日（金）17時必着

## 6. 「応募用紙」(様式)の入手方法

### ①インターネットによる入手

国土交通省北海道開発局「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」  
ホームページ

URL: <http://www.sp.hkd.mlit.go.jp/kasen/09kawazukuri/06ikusyun/index.html>

### ②紙媒体による入手

7. ②の閲覧場所において応募用紙を配布。

## 7. 閲覧又は資料の入手方法

### ①インターネットによる閲覧

国土交通省北海道開発局「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」  
ホームページ

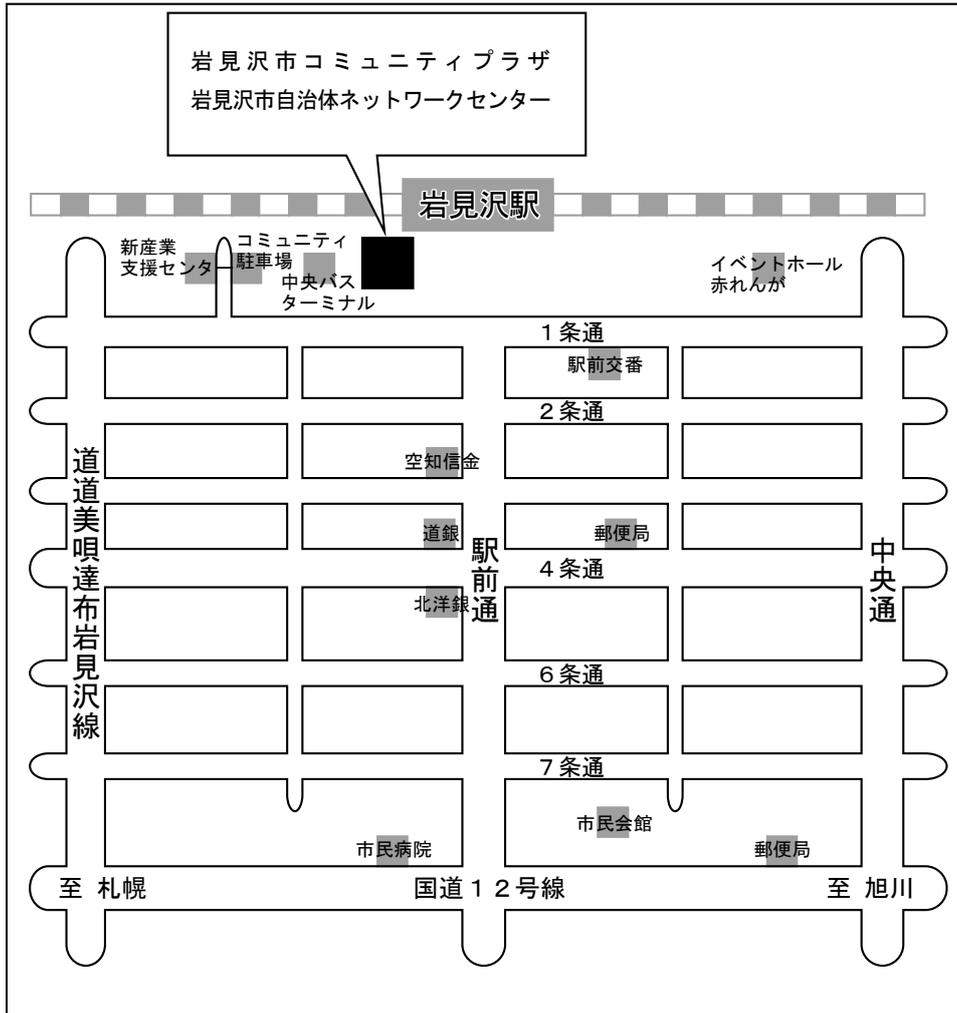
URL: <http://www.sp.hkd.mlit.go.jp/kasen/09kawazukuri/06ikusyun/index.html>

### ②資料の閲覧場所

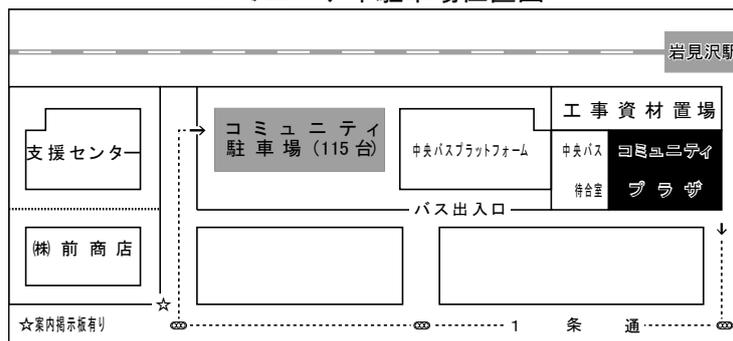
以下の場所において、資料の閲覧が可能です。なお、閲覧可能な時間は各場所の開庁時間に準じます。

- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部河川計画課（札幌市中央区北2条西19丁目）
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部札幌河川事務所（札幌市南区南32条西8丁目2番1号）
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部岩見沢河川事務所（岩見沢市7条東9丁目3番地1）
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部江別河川事務所（江別市高砂町5番地）
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部幾春別川ダム建設事業所（三笠市幾春別山手町91-1）
- ・札幌市役所下水道庁舎建設局下水道河川部河川事業課（札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1）
- ・岩見沢市役所企画財政部企画室（岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号）
- ・美唄市役所都市整備部都市整備課（美唄市西3条南1丁目1番1号）
- ・江別市役所建設部都市建設課（江別市高砂町6番地）
- ・三笠市役所企画経済部建設管理課（三笠市幸町2番地）
- ・石狩市役所建設水道部管理課（石狩市花川北6条1丁目30番地2）
- ・当別町役場建設水道部建設課（石狩郡当別町白樺町58番地9）
- ・新篠津村役場産業建設課（石狩郡新篠津村第47線北13番地）

### 岩見沢市自治体ネットワークセンターへのアクセス



### コミュニティ駐車場位置図



※駐車場は有料です。

■住所

北海道岩見沢市有明町南1番地20

■交通アクセス

最寄り駅 JR 岩見沢駅 隣接  
中央バス岩見沢ターミナル 併設

## 「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」 に対する関係住民の意見を聴く場にあたっての留意事項

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、以下に示す幾春別川及び石狩川下流域の市町村に在住の方からご意見をお聴きするものです。

札幌市、岩見沢市、美唄市、江別市、三笠市、石狩市、当別町、新篠津村

（発表にあたっての留意事項）

- 1) 意見の発表は、お一人につき 10 分以内で行って下さい。次の方の発表もありますので時間厳守をお願いします。なお、応募者が多数の場合は、発表時間を 5 分程度に短縮させていただくことがあります。
- 2) 意見の発表時間は、全体で 90 分程度としています。
- 3) 意見を聴く場は、公開で行います。
- 4) 公述人は、意見を聴く場において、ビラ、チラシ等の配布及び掲示等はできません。
- 5) 公述人は意見を聴く場での質問はできません。
- 6) 北海道開発局は意見を聴く場では説明を行いません。
- 7) 公述人は代理人への公述依頼はできません。公述人が当日開催場所に来られない場合は、公述は無効とさせていただきます。
- 8) 意見発表において下記に該当する内容については無効といたします。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容
- 9) 他の方の発言の支障とならないよう、会議中のご発言はご遠慮下さい。進行に支障があると判断される場合は、ご退室いただく場合があります。
- 10) 意見を聴く場では、事務局の記録として撮影及び録音を行います。
- 11) 意見を聴く場の終了後、後日北海道開発局から発言の内容や趣旨を確認させていただくことがあります。



「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」  
に対する関係住民の意見を聴く場の公開について

北海道開発局

1. 一般の方の傍聴について

(1) 傍聴の手続きと入場について

- ・事前の登録は不要です。
- ・傍聴される方は受付で必要事項を記入してください。
- ・会場の都合上、傍聴者が多い場合には入場制限をさせていただくことがあります。ご了承ください。
- ・会場への入場については係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴に際しての注意事項

- ・携帯電話の電源を切るか、マナーモードにし、使用をお控えください。
- ・会場内での飲食はご遠慮ください。
- ・手荷物・貴重品の管理は各自にてお願いします。
- ・会場では着席のうえ、静粛に傍聴してください。発言、拍手、ビラ・プラカードの持ち込み、鉢巻、ゼッケン等の着用、その他の方法により自らの意見等を表明することはできません。
- ・円滑な運営を図るため、フラッシュ等を用いてのビデオ・カメラ等での撮影は冒頭の挨拶までの間とさせていただきます。また、傍聴席より前方での撮影はご遠慮ください。
- ・その他、会場等の秩序を乱す行為や、議事を妨害する行為はできません。
- ・傍聴される方は、上記留意事項のほか係員の指示に従ってください。以上のことをお守りいただけないときは、退場していただく場合があります。

2. 報道機関の取材について

- ・報道機関の皆様には記者席を設ける予定ですので、当日の取材を希望される場合は事前登録をお願いします。平成24年11月15日（木）17時までに、別紙「取材申込書」を記入の上、北海道開発局札幌開発建設部広報官宛てにFAXにて提出願います。
- ・当日会場入り口にて受付名簿の記入をお願いします。
- ・フラッシュ等を用いてのビデオ・カメラ等での撮影は冒頭の挨拶までの間とさせていただきます。
- ・会場内では、必ず社名入りの腕章を着用し、会場の係員の指示に従ってください。
- ・取材に必要な電源は、各社にてご用意ください。

北海道開発局 札幌開発建設部 広報官 宛  
(FAX 011-631-6018)

## 取材申込書

以下の取材を希望する場合は、この様式により、  
平成24年11月15日(木) 17:00までに札幌開発建設部広報官宛てにFAXでお申し込み  
ください。

幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書(素案)に対する関係住民の意見を聴く場

日時:平成24年11月16日(金) 18:30~20:30

場所:岩見沢市自治体ネットワークセンター4階 マルチメディアホール  
岩見沢市有明町南1番地20

■所属クラブ(所属するクラブに○をつけてください)

- ・ 国土交通記者クラブ
- ・ 北海道開発記者クラブ
- ・ 北海道建設記者会
- ・ その他( )

■会社名及び部署名

■取材者 役職・氏名(カメラクルー含め全員の役職・氏名を記載願います。)

①(代表者) \_\_\_\_\_

② \_\_\_\_\_

③ \_\_\_\_\_

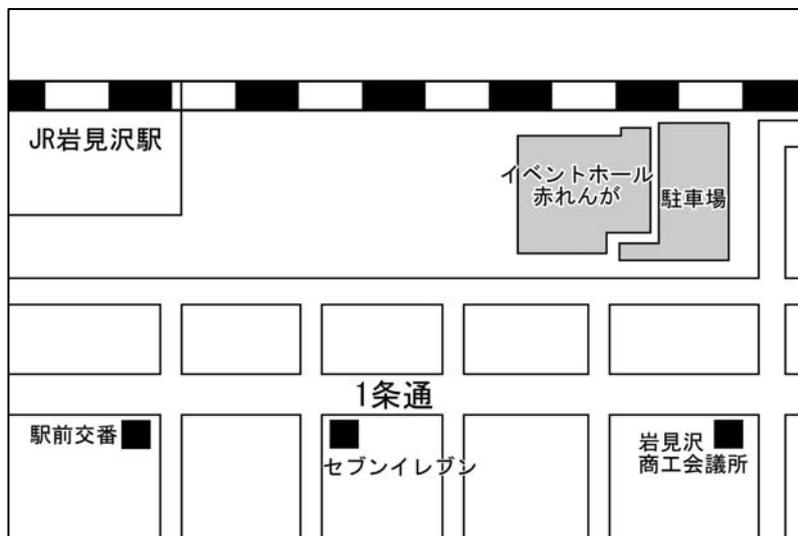
■連絡先(代表者の連絡先:携帯電話番号等) \_\_\_\_\_

◎ テレビカメラの有無 有り・なし (該当するものに○をつけてください)

### イベントホール赤れんがへのアクセス



### 駐車場位置図



※駐車場は有料です。

#### ■住所

北海道岩見沢市有明町南1-7

#### ■交通アクセス

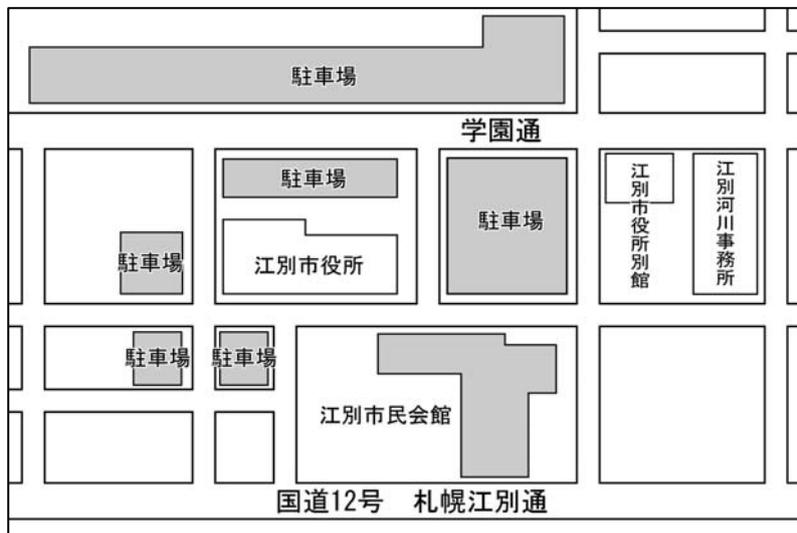
最寄り駅 JR 岩見沢駅より 徒歩5分

中央バス (岩見沢ターミナル) より 徒歩6分

### 江別市民会館へのアクセス



### 駐車場位置図



※駐車場は無料です。

#### ■住所

北海道江別市高砂町 6 番地

#### ■交通アクセス

最寄り駅 JR 高砂駅より 徒歩 10 分

JR 北海道バス (江別市役所前) より 徒歩 1 分